

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月7日

鳥取市長 様

提出者

住 所 鳥取市江津730

氏 名 鳥取県立中央病院

院長 廣岡保明 (公印省略)

電話番号 0857-26-2271

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鳥取県立中央病院
事業場の所在地	鳥取市江津730
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数：518床
③従業員数	1,239人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排 出 量	555.7 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排 出 量	565.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	555.7 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	565.0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
_____			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	555.7 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

院長	副院長	医療局	内科	内視鏡室 化学療法室
			総合内科	
			脳神経内科	
			心臓内科	
			呼吸器内科	
			リウマチ・膠原病内科	
			消化器内科	
			腎臓内科	
			血液内科	
			糖尿病・内分泌・代謝内科	
			腫瘍内科	
			緩和ケア内科	
			外科	
			消化器外科	
			呼吸器・乳腺・内分泌外科	
			心臓血管外科	
			脳神経外科	
			小児外科	
			整形外科	
			形成外科	
			精神科	
			小児科	
			皮膚科	
			泌尿器科	
			産婦人科	
			眼科	
			耳鼻いんこう科	
			リハビリテーション科	
			放射線科	画像診断室 放射線治療室
			病理診断科	
			臨床検査科	
			輸血科	
			救急科	
			歯科口腔外科	
			麻酔科	
			救急集中治療科	
			救急外傷外科	
			小児救急集中治療科	
			災害科	災害対策室
			健診室	
			血液浄化室	
			医療技術局	中央放射線室 中央検査室 リハビリテーション室 薬剤部 臨床工学室 栄養管理室
			看護局	
事務局	総務課 経営戦略課			
医療安全対策室				
感染防止対策室				
手術センター				
医療情報管理室				
高次救急集中治療センター	救急救命センター 集中治療センター			
周産期母子センター	新生児集中治療室			
患者支援センター	がん相談支援センター			
職員支援室				
臨床研修センター				
糖尿病教育センター				
脳卒中センター				
心臓病センター				
がんセンター				

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 理 計 画

1. 当院の概要

(1) 病院名

鳥取県立中央病院

(2) 所在地

鳥取市江津730番地 (電話 0857-26-2271、FAX0857-29-3227)

(3) 職員数

1, 239名 (令和6年4月1日現在)

(4) 診療科等

別紙のとおり

(5) 病床数

518床 (一般504床、結核10床、感染症4床)

2. 患者及び業務の状況 (令和5年度)

入院延患者数 145, 795人 (1日平均399人)

平均在院日数 11.0日

病床利用率 76.9%

外来延患者数 194, 826人 (1日平均802人)

手術件数 4, 665件

分娩件数 313件

救急患者数 17, 531人

人間ドック受診者数 2, 047人

3. 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

産業廃棄物処理責任者氏名 副院長・杉本勇二

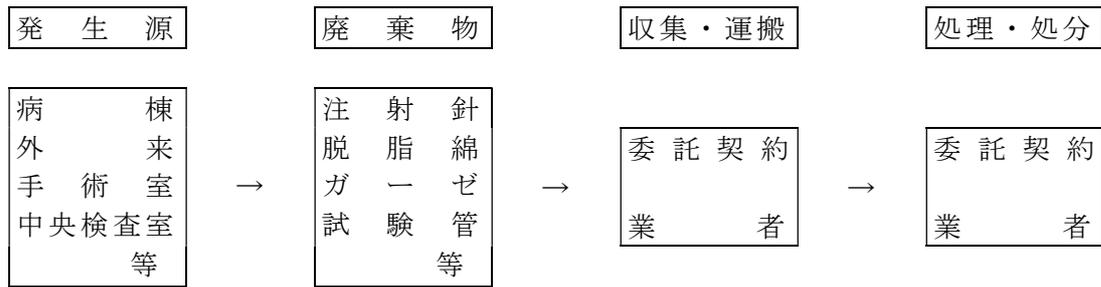
特別管理産業廃棄物管理責任者氏名 副院長・杉本勇二

管理組織図 別紙のとおり

(2) 教育・研修

廃棄物の種類、分別、取扱留意事項等について、師長会、各部署でのミーティング等により周知し、安全管理の徹底を図っている。

5. 特別管理産業廃棄物発生フロー図



診療行為等により発生  
そのまま専用の箱に入れる

専用の箱を収集・運搬

処分場にて焼却  
燃え殻は埋立

6. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ① 特別管理産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を遵守するとともに、環境施策に協力する。
- ② 業者に委託している収集・運搬から処理・処分に至るまで確認し、適確に管理する。

(2) 特別管理産業廃棄物処理の現状

当院の特別管理産業廃棄物は、患者のために必要な治療や検査等により生じるものであり、その排出自体を抑制することは困難である。また、再生利用についても、材質上難しいものや、感染の危険度が高いものばかりなので、行っていない。

【令和5年度発生量】555.7 t

(3) 目標の設定

分別の強化により発生量を削減するよう努める。

【令和6年度発生量計画】565.0 t

(4) 特別管理産業廃棄物処理に係る情報の収集・管理

廃棄物関係法令や廃棄物の分別、処理等について情報を収集し、関係職員に情報提供を行う。

(5) 委託処理の状況

毎年度当初に収集運搬業務及び処分業務について、それぞれ専門業者と契約を締結している。

7. 特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する事項

処理施設を建設して自己処理を行うことは、用地・費用・人員の問題があり、難しい。引き続き、委託費を計上し、専門の許可業者に委託する方針である。

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の7月1日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。